⑽　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

⑾　本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。競争参加資格確認資料等の提出時に

ア　建築工事　型枠工事、鉄筋工事のうち鉄筋加工組立費およびガス圧接費、外壁改修工事、防水改修工事、鉄骨工事、改修に伴う撤去工事

イ　土木工事　テニスコート整備費に係る一式に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費含む。）について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

⑿　本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年5月15日付支出負担行為担当官北関東防衛局長）の示すところにより、装備施設本部長から防医大⑳病棟改修建築工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。

⑷　平成11年度以降に、元請けとして、構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、制震構造を採用した建物の新設建築工事または制震構造による耐震補強工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす監理技術者等を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士、１級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成11年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは、契約を行わない。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案

・「運用中の病棟における改修・撤去工事において、通院患者等の出入り及び周辺歩行等の安全確保を図るため、どのような配慮を行うか」に関する技術提案

（着目点）

本工事は、防衛医科大学校病院の既設病棟を改修するⅢ期工事である。病棟の南北側において、通院患者・病棟職員等の出入り及び歩行、緊急車両・病院関係者車両等の頻繁な通行が予想される。このため改修・撤去工事の施工にあたって、作業中の資機材や解体材の落下防止、及び工事車両通行に対する安全対策は、特に重要である。このことから安全を確保するためにどのような配慮を行うか、次の着目点のそれぞれについて提案を求めるものである。①荷揚げ材、解体材の落下防止について　②建設重機及び機材の安全確保について　③通院患者等の出入り口部分の安全確保について　④歩行者等の安全確保に関する工事車両の交通管理について　⑤事故防止のための安全教育について

・「改修部分（階）の一部早期引渡しがある改修工事において、工程管理及び品質管理についてどのような配慮を行うか」に関する技術提案

（着目点）

本工事は、防衛医科大学校病院の既設病棟を改修するⅢ期工事である。工事は病棟の機能を停止することなく実施するもので、特に本工事の先行改修部分（７階）の解体工事は現施工中の工事（Ⅱ期工事）の工事範囲であり、現工事（８階改修）と７階改修が同時進行する等、工程管理は重要である。また、同様な部屋の形状及び同様な仕上げを施工する病室が多数あることから、各室において品質・仕上りにばらつきが生じないようその均一化の向上を図ることも重要である。これらのことから、次の着目点のそれぞれについて提案を求めるものである。①作業員・資材の確保について　②関連工事との工程調整について　③工程に遅延が生じた場合の工期内完成への施策について　④品質・仕上りを標準化するための対策について　⑤施工精度の向上について

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

⑵　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、「価格」、「企業による技術提案」、「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」及び「施工体制」をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、⑶によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

⑺　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

⑴　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

イ　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。